

# 宇陀市過疎地域持続的発展計画について

宇陀市政策推進部企画課

# 1. 過疎地域

人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域

## 【過疎対策法（過疎法）】

過疎対策法は、昭和45年に指定された「過疎地域対策緊急措置法」から現在まで、過疎地域に関する振興法が継続されている。

過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、令和3年度から「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和13年3月31日限りの時限立法として制定された。

## 【過疎地域の適用要件】

市町村毎に「人口要件」及び「財政力要件」より判定される。

※人口減少団体の平均人口減少率より人口が減少しており、財政力の弱い市町村を指定。

## 【本市の過疎地域】

宇陀市全域

(平成29年度の旧過疎法改正（人口要件等の見直し等）により、宇陀市全域が過疎地域に指定される。)

## 【参考】

令和4年4月1日現在 全国過疎公示団体 885団体（奈良県内19市町村）

## 2. 過疎計画

### 【計画期間】

現計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間として策定され、

今回新たに令和8年度から令和12年度までの5年間の計画を策定する。

### 【目的】

過疎法における区域（指定地域）において、総合的かつ計画的な対策を実施して持続的発展を図る。

### 【内容】

奈良県が定める「持続的発展方針」に基づき、過疎地域の振興の目標や対策を示すとともに、地域の持続的発展に関する事項などを定める。

◎過疎法の目的に合致すると思われる事業を幅広く掲載する。

◎過疎債を財源とする事業は計画掲載が必須となる。

◎掲載された事業であっても、その実施にあたっては、市の財政状況や地域・事業を取り巻く環境、社会情勢の変化などにより、その都度実施の判断、経費の精査を行う。

### 3. 過疎対策法の流れ、県内の過疎地域指定状況

法律名	過疎地域対策緊急措置法	過疎地域振興特別措置法	過疎地域活性化特別措置法	過疎地域自立促進特別措置法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
期間	昭和45年度～昭和54年度	昭和55年度～平成元年度	平成2年度～平成11年度	平成12年度～令和2年度	令和3年度～令和12年度
指定日	奈良県内（指定状況）			宇陀市（指定状況）	
平成12年4月1日	曾爾村、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、西吉野村、天川村、野迫川村、大塔村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村			室生村	
平成14年4月1日	—			菟田野町	
平成17年9月25日	五條市（西吉野村及び大塔村の五條市への編入合併による）			—	
平成18年1月1日	—			宇陀市の区域のうち旧菟田野町及び旧室生村の区域（合併による）	
平成22年4月1日	山添村			—	
平成29年4月1日	五條市、御所市、三宅町、明日香村			宇陀市（全域）	
令和3年4月1日	五條市、御所市、山添村、三宅町、曾爾村、御杖村、明日香村、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村			宇陀市（全域）	
令和4年4月1日	五條市、御所市、山添村、三宅町、曾爾村、御杖村、明日香村、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、高取町			宇陀市（全域）	